

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・申請方法

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（12週）以上の分娩で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。
- 出産育児一時金請求書を別府市保険年金課へ申請された方は届出は不要です。
それ以外に該当する方は、届出が必要になります。（出産後の届出も可能です。）
[届出に必要な書類]
①産前産後期間に係る保険税減額届出書
②母子手帳（親子関係が分かるもの、出産前に届出を行う場合出産予定日が分かるものが必要です。）

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額されて払いすぎになった場合、保険税は還付されます。

お問合せ先

〒874-8511 別府市上野口町1番15号
別府市役所 保険年金課 保険税係

TEL 0977-21-1148（直通）

産前産後期間に係る保険税減額届出書

別府市長 あて

別府市国民健康保険税条例第25条第3項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

届出年月日	年 月 日												
世帯主	フリガナ												
	氏名												
	生年月日												
	住所												
	個人番号												
	電話番号												
出産する方	世帯主と同じ												
	フリガナ												
	氏名												
	生年月日												
	住所												
	個人番号												
出産予定又は出産日		年 月 日											
単胎妊娠又は多胎妊娠の別		単胎 ・ 多胎											

< 注意事項 >

1. この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。
 なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険税減額について届け出ていた場合は、その際に届け出た主産予定日又は出産日を記入してください。
3. 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
 - ① 出産予定日を確認することができる書類(出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類)
 - ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類